

今野智博会員に関するQ & A

Q 1 基本情報

Q 1 対象会員の基本情報を教えてください。

A 1 以下のとおりです。

- ・会員名：今野智博（こんのともひろ）
- ・登録番号：32988
- ・事務所名称：今野法律事務所
- ・事務所所在地：〒366-0824 埼玉県深谷市西島町2-9-1 北関東ビル3階
- ・電話：048-551-1311
- ・FAX：048-551-1333

Q 2 特設電話

Q 2-1 特設電話を設置した経緯や目的を教えてください。

A 2-1 令和6年6月13日、対象会員が逮捕されたとの報道に接しました。報道によると、影響を受ける多数の依頼者の方々がいらっしゃることが想定されました。そのため、当日に記者会見を行いました。

依頼者の方々の不安を少しでも和らげるため、特設電話を設置いたしました。

Q 2-2 特設電話にはどのような方が電話をすることを想定していますか。

Q 2-2 A 2-1で申し上げたとおり、依頼者の方々の不安にお答えすることを目的としています。したがって、特設電話は依頼者の方々を対象としており、依頼者ではない方々のお電話はご遠慮いただいております。

Q 3 現在依頼されている事件

Q 3-1 対象会員に現在依頼している事件は、どうなるのでしょうか。

A 3-1 事件の進捗状況によって異なります。

①裁判手続に至っていない場合

事案によって、今後裁判手続等が必要になる場合があります。基本的に証拠等を拝見しながら方針を決めていきますので、お近くの法律事務所や各都道府県にある

弁護士会の法律相談センターの利用をご検討ください。

ひまわりお悩み110番（0570-783-110）

***お近くの法律相談センターに繋がります。**

また、事案によっては回収困難であるものもありますので、相談された弁護士等とよくご検討いただければと存じます。

②裁判手続に至っている場合

事案によって、今後裁判手続を進めていくことが必要になる場合があります。専門的な判断が必要になることが多いと思われるので、お近くの法律事務所や各都道府県にある弁護士会の法律相談センターの利用をご検討ください。

また、係属している裁判所から個別に連絡が来ないことも考えられますので、裁判所へご連絡することもご検討ください。

①記載の「ひまわりお悩み110番」をご利用いただける場合もあります。

Q3-2 対象会員に払った着手金はどうなりますか。

A3-2 対象会員との委任契約を解除又は解約して着手金の返還を求めることが考えられます。もっとも、対象会員は逮捕されていることもあり、必ずしも実際に返還されるとは限らないことにはご注意ください。

弁護士会が用意している制度としては、紛議調停があります。もっとも、出頭が原則であることにもご注意ください。

以上のとおり、着手金の返還をご自身で行っていただくことには困難を伴うおそれがありますので、A3-1と同様、法律相談をご検討ください。

Q3-3 対象会員に預けた資料はどうなりますか。

A3-3 すでに裁判手続が進行している場合には、裁判所で謄写することでコピーを入手できる可能性があります。

裁判手続に至っていない場合や資料の原本を返してほしい場合などは、弁護士会では紛議調停を用意しています。ただ、A3-2と同様、資料の返還に困難を来す場合があります。

したがって、A3-1と同様、法律相談をご検討ください。

Q3-4 弁護士会照会の状況を教えてください。

A 3-4 対象会員が行っている弁護士会照会は件数が多く、個々の状況をお伝えすることは困難です。

なお、対象会員に関しては件数が非常に多いので、弁護士会における審査件数を絞り、結果として照会の回答が遅くなることを、対象会員に説明し、承諾を得ています。

Q 4 新規相談

Q 4-1 弁護士を替えたいので弁護士を紹介してくれますか。

A 4-1 当会では弁護士の紹介をしておりますが、法律相談窓口を案内することは可能です。もっとも、相談を受けた当該弁護士が事件を受任するかどうかについては、お約束できないのはご承知おきください。

なお、ご依頼される際には、事案によっては回収困難なものもありますので、その旨ご留意いただければ幸いです。

Q 4-2 (すでに法律相談をされている場合) 現在担当してくれると言っている弁護士がいます。この弁護士を信頼してよいでしょうか。

A 4-2 当会では、個々の弁護士の信頼性等を評価しておりません。ご自身でご判断いただくことになります。

なお、A 4-1と同様、事案によっては回収困難なものもありますので、当該弁護士とよくご相談いただければと存じます。

Q 4-3 弁護士費用が高いかどうか、どう判断すればよいでしょうか。

A 4-3 現在弁護士費用に一定の基準があるわけではありませんので、一般論として弁護士費用が高いかどうかを判断することは困難です。

ご依頼される弁護士とよくご相談いただければと存じます。

なお、A 4-1と同様、事案によっては回収困難なものがありますので、回収困難性も含め当該弁護士とよくご相談いただければと存じます。

Q 5 対象会員の今後

Q 5-1 対象会員が逮捕されたと聞きました。対象会員に対する刑事事件はどうなりますか。

A5-1 個別の刑事事件の今後がどうなるかは、逮捕直後の現時点で見通すのは困難です。

一般論としては、捜査の上起訴されるかどうかを検察官が判断します。起訴された場合、裁判所が有罪かどうか、有罪であるとして罪の重さをどうするかを決めます。

捜査終了又は裁判終了がいつごろになるかは、本件では再逮捕等があり得ることもあり、明確にお伝えすることは困難です。

当会としても、捜査機関等の状況を注視しているところです。

Q5-2 対象会員に対する弁護士会としての処分はどうなりますか。

A5-2 A5-1のとおり、刑事事件についても現時点で今後を正確に予想するのは困難です。

当会としましては、このような不透明な状況であることを踏まえつつ、適切な処分を検討して参ります。

以上